環境農政部廃棄物対策課

中間処分

産業廃棄物処理業許可申請等の手引き

- 中間処分業用 -

<u>産業廃棄物処分業(中間処分)関係</u> 特別管理産業廃棄物処分業(中間処分)関係

平成 1 3 年 2 月

はじめに

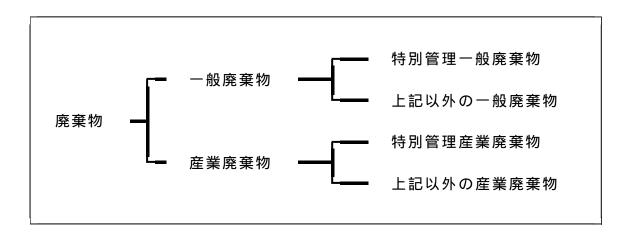
神奈川県内(横浜市、川崎市、横須賀市及び相模原市を除く区域)において、産業廃棄物又は特別管理産業廃棄物の収集運搬を業として営むためには、「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」(以下、「廃棄物処理法」という。)に基づき、神奈川県知事の許可を受けなければなりません。この手引きは、当該許可申請手続き等について説明しております。

廃棄物処理法の目的

この法律は、廃棄物の排出を抑制し、及び廃棄物の適正な分別、保管、 収集、運搬、再生、処分等の処理をし、並びに生活環境を清潔にすること により、生活環境の保全及び公衆衛生の向上を図ることを目的とする。

1 廃棄物とは・・・・・

ごみ、粗大ごみ、燃え殻、汚泥、ふん尿、廃油、廃酸、廃アルカリ、動物の 死体その他の汚物又は不要物であって、固形状又は液状のものをいう。但し、 放射性物質及びこれによって汚染された物を除く。



2 - 1 産業廃棄物とは・・・・・

事業活動に伴って生じた廃棄物のうち、次の廃棄物

燃え殻 汚泥 廃油 廃酸

廃アルカリ 廃プラスチック類(以上6品目、法律第2条)

紙 く ず (発生業種の限定:パルプ、紙又は紙加工品の製造業、新聞業、出版業、製本業、印刷物加工業、建設業(工作物の新築、改築、除去に伴うもの)等)

木 く す (発生業種の限定:建設業(工作物の新築、改築、除去に伴うもの)、木材又は木製品製造業、パルブ製造業、輸入木材卸売業等)

総裁 給生 く ず (発生業種の限定:建設業(工作物の新築、改築、除去に伴うもの)、繊維工業(衣服その他の繊維製品製造業を除く)等)

動 植物性残渣 (発生業種の限定:食料品製造業、医薬品製造業、香料製造業)

動物系固形不要物

ゴムくず 金属くず カ゛ラスくず、コンクリートくず(Ift物の新築、改築又は除去に

よって生じたものを除く。) 及び陶磁器くず

鉱さい がれき類 動物のふん尿(発生類の限定: 畜産農業)

動物の死体(発生業種の限定:畜産農業)

|ばしいじん(大気汚染防止法に規定するばい煙発生施設又は廃棄物の焼却施設で発生し、集じん施設で集められたもの)

廃棄物を処分するために処理したもので他の産業廃棄物に該当しないもの (コンクリート 固型化物など)

(以上14品目、政令第2条)

2 - 2 特別管理産業廃棄物とは・・・・・

産業廃棄物のうち、爆発性、毒性、感染性その他の人の健康又は生活環境に 係る被害を生ずるおそれがある性状を有する次の廃棄物

廃油(揮発油類、灯油類、軽油類)

廃酸(pH2.0以下)

廃アルカリ(pH12.5以上)

感染性廃棄物 (医療機関、及び医学・薬学・獣医学等の試験研究機関から生じた産業廃棄物であって感染性病原体が含まれ、 若しくは付着しているもの又はこれらのおそれのあるもの)

特定有害産業廃棄物

- ア 廃石綿等(飛散のおそれがあるものとして環境省令で定めるもの)
- イ 廃PCB等、PCB汚染物、PCB処理物
- ウ 指定下水汚泥
- **立 い (規制有害物質を基準値以上含有するもの)**
- オ 燃え殻、ばいじん(特定施設より発生し、規制有害物質を基準濃度以上含有するもの)
- カ 廃油 (特定施設より発生した廃溶剤に限る。(トリクロロエチレン、テトラクロロエチレン、ベンゼン等))
- キ 汚泥、廃酸、廃アルカリ(特定施設を有する工場又は事業場より発生し、規制有害物質を基準濃度以上含有するもの)
- ク イからキを処分するために処理したもの(規制有害物質を基準濃度以上含有するもの)

3 産業廃棄物処理業等の許可を受ける必要のある者は・・・・・

産業廃棄物又は特別管理産業廃棄物の収集若しくは運搬又は処分を県所管 区域(横浜市、川崎市、横須賀市又は相模原市の区域を除く神奈川県の区域) で、業として行おうとする場合は、次の区分ごとに、神奈川県知事の許可を 受けなければなりません。

許可対象となる事業の種類

産業廃棄物収集運搬業	(法第14条第1項)
産業廃棄物処分業	(法第14条第4項)
特別管理産業廃棄物収集運	[搬業 (法第14条の4第1項)
特別管理産業廃棄物処分業	(法第14条の4第4項)

* 本手引きでは、<u>中間処分に係る産業廃棄物処分業及び特別管理産業</u> 廃棄物処分業に係る申請手続きについて説明しています。

許可の種類(上記の事業の種類ごと)

	川りの住規(工心の事業の住規とと)							
	新規許可:新たに許可を取得しようとする場合の許可							
	変更許可:既に許可を取得している者がその事業の範囲を変更しようとする場合の許可 具体例・取扱う産業廃棄物の種類の追加							
・積替保管の追加								
	更新許可:既に許可を取得している者がその許可の有効期限が到来 した後に同じ内容で事業を行おうとする場合の許可 (5年毎に更新)							

次の場合には、許可を受ける必要はありません。

事業者が、自ら排出した産業廃棄物又は特別管理産業廃棄物を自ら運搬又は処分する場合

一専ら再生利用の目的となる産業廃棄物(古紙、くず鉄(古銅等を含む)、あきびん、古繊維に限る。)のみの収集若しくは運搬又は処分を業として行う者

海洋汚染防止法による国土交通大臣の許可等を受けて、廃油処理事業 を行う者

再生利用されることが確実であると知事が認めた産業廃棄物のみの収集若しくは運搬又は処分を業として行う者であって知事の指定を受けた者

「広域的に収集又は運搬することが適当であり、かつ、再生利用の目的となる産業廃棄物であって、環境大臣が指定したものを適正に収集又は運搬することが確実であるものとして環境大臣の指定を受けた者

広域的に収集若しくは運搬又は処分することが適当であるものとして 環境大臣が指定した産業廃棄物を、適正に収集又は運搬することが確実 であるとして環境大臣の指定を受けた者(非営利事業に限る。)

廃棄物処理法第15条の4の2の規定により、環境大臣の認定を受けた者神奈川県の所管区域内で、産業廃棄物の積卸しを行わず、通過運搬のみを行う者

- 4 許可までの手続きの流れ・・・・・ 別紙「産業廃棄物処理業(中間処分)の許可申請に係る手続きフロー」参照
- 5 申請手続きをするには・・・・・

(1) 申請場所

県所管区域(横浜市、川崎市、横須賀市又は相模原市の区域を除く神奈川県の区域)で、産業廃棄物収集運搬業又は特別管理産業廃棄物収集運搬業の許可を申請する場合には、次の区分に従い各地区行政センター環境部にご相談ください。なお、ご相談の際は必ず電話等により各窓口に事前に連絡してください。

	行 政 機 関 名	所 在 地	電話番号	管轄区域				
	横須賀三浦地区行政	〒238-0006	0468(23)0210	鎌倉市、逗子市、三浦市、				
	センター環境部 (県横須賀合庁内)	│ │横須賀市日の	出町2-9-19	「葉山町 				
żeb	県央地区行政	〒243-0004	046(224)1111	厚木市、大和市、海老名市、				
神	センター環境部 (県厚木合庁内)	厚木市水引2-	-3-1	座間市、綾瀬市、愛川町、 清川村				
厺	湘南地区行政 奈 センター環境部 (県平塚合庁内)	〒254-0073	0463(22)2711	平塚市、藤沢市、茅ヶ崎市、 秦野市、伊勢原市、寒川町、				
ᅏ		平塚市西八幡	1-3-1	大磯町、二宮町				
JII	足柄上地区行政 センター環境部	〒258-0021	0465(83)5111	│ │ 南足柄市、中井町、大井町、 │ 松田町、山北町、開成町				
,,,	(県足柄上合庁内)	開成町吉田島	2489-2	14 H m) (H				
県	西湘地区行政 センター環境部	〒250-0012	0465(22)1151	│ │ 小田原市、箱根町、 │ 真鶴町、湯河原町				
木	(県小田原合庁内)	小田原市本町	2-3-24	吴 畸 叫 、/勿 /刊 /示 叫				
	津久井地区行政 センター環境部	〒220-0207	042(784)1111	┃ ┃ 城山町、津久井町、 ┃ 相模湖町、藤野町				
	(県津久井合庁内)	津久井町中野	937-2	1口1天/叮叫」、膝手J'叫]				
	市環境保全局調整部 廃棄物対策課	〒231-0017		横浜市				
庄 未	· 展 来 彻 对 朿 砞	横浜市中区港	町2-9					
	市環境局生活環境部 物指導課	〒210-0005	044(200)2593	川崎市				
冼未	初日寺林	川崎市川崎区	東田町5-4					
横須賀市環境部環境指導課		〒238-0004	0468(22)8418	横須賀市				
		横須賀市小川	町11					
	原市環境事業部 物指導課	〒 229-8611 042(769)8335		相模原市				
莊 朱	1101日等酥	相模原市中央	2-11-15					

(2) 事業予定計画書の提出

中間処分に係る産業廃棄物処理業又は特別管理産業廃棄物処理業の許可 を取得しようとする方は、事前に<u>事業予定計画書</u>を提出していただきます。

計画に係る施設を、市街化調整区域又は未線引都市計画区域若しくは都市計画区域外に設置する予定の場合は都市計画法の手続きを、また、農地の場合は転用の手続きを伴う場合等がありますので、担当機関によく相談してください。

計画に係る施設が、次の施設に該当する場合は、廃棄物処理法第15条第 1項(廃棄物処理法施行令第7条)の産業廃棄物処理施設の設置許可及び建築 基準法第51条但し書き許可の手続きを伴いますので、担当者によく相談し て計画を進めてください。なお、「工業専用地域」又は「工業地域」に設置 される場合は対象規模が緩和されております。

設置許可の対象となる施設の種類

		対象規模	等
			建築基準法第51
	施設の種類	設置許可の対象規模	条の手続き対象
		<u> </u>	緩和規模(፲業地域、
	エコ A B - ル 佐 - コ	40 ° / □ ≠ tn = z + Φ	工業専用地域の場合)
	汚泥の脱水施設	10㎡/日を超えるもの	30 m³ / 日
	汚泥の乾燥施設	10㎡ / 日を超えるもの	20 m³ / 日
	77 77 6 kt 40 45 40	(天日乾燥施設:100 m³/日を超えるもの)	(天日乾燥:120 m³/日)
	汚泥の焼却施設	・5㎡/日を超えるもの	10 ㎡ / 日
		(PCB処理物であるものを除く。)	
		・200kg/h以上のもの	
		・火格子面積 2 m ² 以上のもの	
	廃油の油水分離施設	10㎡ / 日を超えるもの	30 m³ / 日
	廃油の焼却施設	• 1 m³/日を超えるもの(廃PCB等を除く)	4 m³/日
		・200kg/h以上のもの	
		・火格子面積 2 ㎡以上のもの	
	廃酸又は廃アルカリの中和施設	50㎡ / 日を超えるもの	60 m³ / 日
	廃フ。ラスチック類の破砕施設	5 t /日を超えるもの	6 t / 日
	廃フ゜ラスチック類の焼却施設	・0.1t/日を超えるもの	1 t /日
		(PCB汚染物及びPCB処理物であるもの	
		を除く)	
		・火格子面積2㎡以上のもの	
- 2	木くず又はがれき類の破砕施設	5 t /日を超えるもの	-
	汚泥のコンクリート図	国型化施設(全施設対象)	4 m³/日
	汚泥のばい焼施設(全施	設対象)	6 m³/日
	シアン分解施設(全施設対	8 m³/日	
	廃PCB等、PCB汚染物又はPCB処理	0.2 t /日	
- 2	廃PCB等又はPCB処理物の分解施設(
	PCB汚染物又はPCB処理物の洗浄施設	0.2 t /日	
- 2	産業廃棄物の焼却施設	・200kg/h以上のもの	6 t /日
		・火格子面積2㎡以上のもの	

(3) 許可申請手数料:別表参照

申請の際には手数料が必要です。事前相談が終了後、担当者に相談のうえ、 神奈川県収入証紙を購入し、貼付してください。

(4) 申請書及び添付書類(別紙参照)

地区行政センター環境部に備えてある所定の申請書等に必要事項を記載 し、添付書類とともに申請してください。

提出部数は、正本1部、副本1部(但し、副本は申請者の控え)としてくだ さい。なお、副本はコピーでも構いません。

- 許可後の処理業者の責務は・・・・・
 - (1) 産業廃棄物又は特別管理産業廃棄物の処理に係る次の基準を遵守する義務

産業廃棄物処理基準 (法第14条第8項、法施行令第6条) 特別管理産業廃棄物処理基準(法第14条の4第8項、法施行令第6条の4)

(2) 産業廃棄物又は特別管理産業廃棄物の処理を他の処理業者に再委託する場 合に次の基準を遵守する義務

産業廃棄物再委託基準 (法第14条第10項、法施行令第6条の10) 特別管理産業廃棄物再委託基準(法第14条の4第10項、法施行令第6条の 13)

(3) 次の届出及び報告等を行う義務

廃止又は変更の届出

【廃止(変更)届[省令様様 11号]】

・産業廃棄物処理業 (法14条の2(法第7条の2第3項準用))

・特別管理産業廃棄物処理業(法14条の5第3項(法第7条の2第3項準用))

: 当該事実が発生した日から10日以内に届出

休業又は再開の届出(県独自の規定) 【休業(再開)届[鼎川賦13号]】 :休業が60日以上にわたる場合に届出

帳簿の記載等(法第14条第11項、同第14条の4第12項(第7条第11項、12 項準用))

*提出部数は、正本1部、副本1部(但し、1部は申請者の控え)として ください。なお、副本はコピーでも構いません。

(4) 変更許可及び更新許可の手続きについて

既に取得している許可に係る事業の範囲を変更するとき、又は既に取得している許可に係る許可期限が到来するときは、それぞれ変更許可又は更新許可の手続きを行うことが必要です。

【表】 許可申請手数料一覧

平成12年4月1日現在

区	分	手数料(円)		
産業廃棄物処分業許可	100,000			
産業廃棄物処分業許可	94,000			
産業廃棄物処分業変更記	午可申請手数料	92,000		
特別管理産業廃棄物処分	分業許可申請手数料	100,000		
特別管理産業廃棄物処分	95,000			
特別管理産業廃棄物処分	特別管理産業廃棄物処分業変更許可申請手数料			
産業廃棄物処理施設 設置許可申請手数料	法第15条第4項に規定する施設(焼却、埋立)	1 4 0 , 0 0 0		
双鱼矸可中胡子奴称	その他の産業廃棄物処理施設	120,000		
産業廃棄物処理施設 変更許可申請手数料	法第15条第4項に規定する施設(焼却、埋立)	130,000		
友丈計り中萌于数科 	 その他の産業廃棄物処理施設	1 1 0 , 0 0 0		

【参考】当該事業を行うに足りる技術的能力を説明する書類について

「当該事業を行うに足りる技術的能力を説明する書類」については、これまでの環境(厚生)大臣認定講習会又は(財)日本産業廃棄物処理振興センターが平成13年4月から実施する「産業廃棄物又は特別管理産業廃棄物処理業の許可申請に関する講習会」の下欄の処理業の種類に応じた修了証の写しが必要です。これ以外については、お問い合わせください。

なお、この修了証の有効期間は、次のとおりです。

〔新規講習会〕 修了証の発行日(講習会を修了した日)から5年以内 〔更新講習会〕 修了証の発行日(講習会を修了した日)から2年以内

X	講習会の種類・	産業廃棄物					────────────────────────────────────						
分		新	規	更	新	変	更	新	規	更	新	変	更
新	産業廃棄物処分 課程新規講習会												
規	特別管理産業廃 棄物処分課程新 規講習会												
更	産業廃棄物処分 課程更新講習会												
新	特別管理産業廃 棄物処分課程更 新講習会												

許可申請に関する講習会に係る問合せ先

(社)神奈川県産業廃棄物協会

横浜市中区山下町74番地 第一山下町ビル4F

電 話 045(681)2989

FAX 045 (641) 8114

許可申請に係る添付書類

すべての許可に係る添付書類

1 次の者の許可申請に関する講習会(P8参照)の修了証の写し 申請者が法人である場合には、代表者若しくはその業務を行う役員又 は業を行おうとする区域に存する事業場(県所管区域内に限る。)の代表 者

申請者が個人である場合には、当該者又は業を行おうとする区域に存する事業場(県所管区域内に限る。)の代表者

- 2 当該事業の開始に要する資金の総額及びその資金の調達方法(要領様式 第14号の2)
- 3 業を的確に、かつ、継続して行うに足りる経理的基礎を有することを証 する書類

申請者が法人である場合には、直前3年の各事業年度における貸借対 照表、損益計算書、法人税の納付すべき額及び納付済額を証する書類 (確定申告書の写し及び法人税納税証明書)

申請者が個人である場合には、資産に関する調書(要領様式第15号の2)、直前3年の所得税の納付すべき額及び納付済額を証する書類(確定申告書の写し及び納税証明書)

- 4 申請者が法人である場合には、定款又は寄付行為並びに登記簿謄本
- 5 申請者が個人である場合には、本籍の記載のある住民票の写し若しくは 外国人登録証明書の写し(以下「住民票の写し等」という)、後見登記等に 関する法律第10条に規定する東京法務局の登記事項証明書(登記されてい ないことの証明書を含む)及び本籍地市町村の身分証明書(以下「登記事項 証明書等」という)
- 6 申請者が法第14条第3項第2号ハに規定する未成年者である場合には、 その法定代理人の住民票の写し等及び登記事項証明書等
- 7 申請者が法人である場合には、法第14条第3項第2号ニに規定する役員 の住民票の写し等及び登記事項証明書等
- 8 申請者が法人である場合において、発行済株式総数の100分の5以上の株式を有する株主又は出資額の100分の5以上の額に相当する出資をしている者があるときは、これらの者の住民票の写し等及び登記事項証明書等若しくは登記簿謄本
- 9 申請者に法施行令第6条の8に規定する使用人がある場合には、その者 の住民票の写し等及び登記事項証明書等
- 10 法第14条第3項第2号のいずれにも該当する者でないことを記載した申 告書(要領様式第13号)

変更許可又は更新許可に係る添付書類

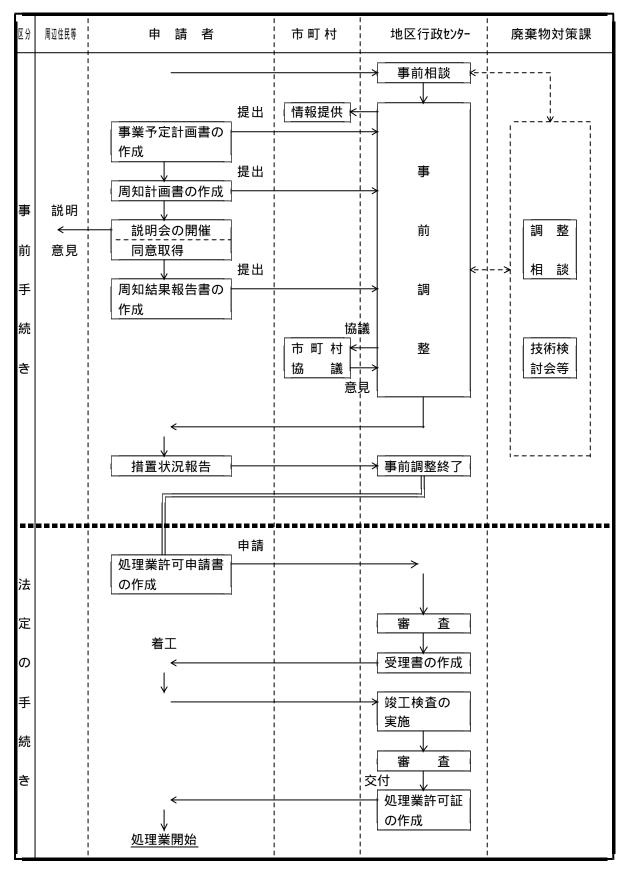
現在の許可証の写し

変更許可にあっては、当該許可時に、現在の許可証(原本)を返納してください。

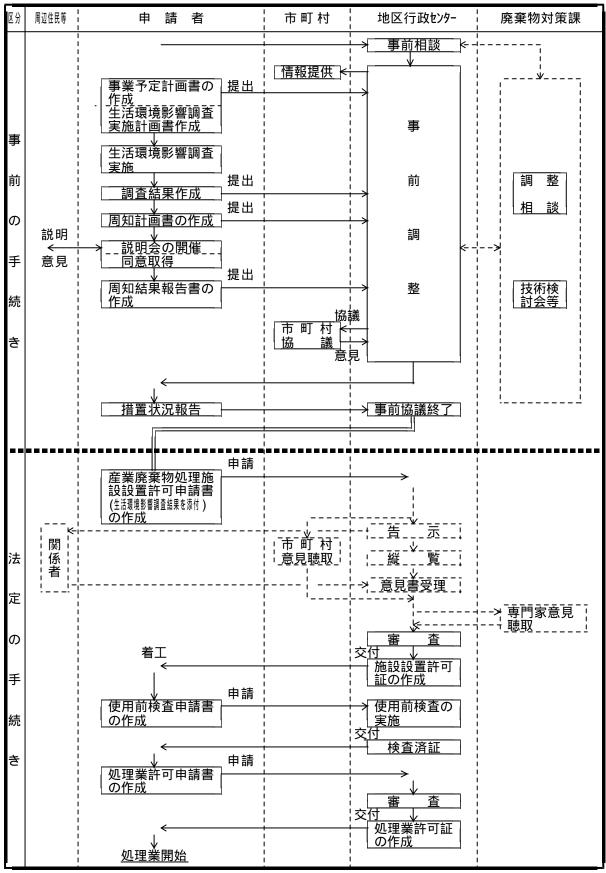
その他の添付書類 (変更許可又は更新許可の申請の場合は、その内容に変更があるときに添付する。) 事 業 別 の X 分 狐 分 業 産業廃棄物の区分 産業廃棄物 特別管理産業廃棄物 添付書類 事業計画(要領様式第6号の3) 計 中間処分計画 [中間処理の場合] 画 (要領様式第8号) 事業の用に供する施設の構造を明ら かにする平面図、立面図、断面図、 構造図及び設計計算書 施設の所有権(又は使用権原)を証す る書類 施設(事業所)の付近の見取図 事業の用に供する敷地の公図の写し 事業の用に供する敷地の土地登記簿 謄本(所有権又は使用権原) 処分後の産業廃棄物の処理方法を記 載した書類(要領様式第6号の3) 性状の分析を行う設備の概要を記載 した書類及び性状の分析を行う者が 当該分析について十分な知識及び技 (感染性産業廃棄物及び廃石綿 能を有することを証する書類(要領 等を除く) 様式第17号、 要領様式第6号の3) その他必要と認める書類 必要に応じて添付

複数の項目に該当する様式で、再掲であることを示す。

産業廃棄物処理業(中間処分)の許可申請に係る手続フロー 一一産業廃棄物処理施設設置許可を伴わない場合



注) 各段階で、計画の修正等を指導することがあります。



注1)点線内は、焼却施設にのみ必要な手続きであることを示します。 2)各段階で、計画の修正等を指導することがあります。

